

沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画に関するQ & A

(言葉の定義)

- ・ 沖縄島北部：世界自然遺産登録地を有する国頭村、大宜味村、東村を指す。
- ・ TNR：ネコを捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を行い、捕獲した元の場所へ返す（Return）取組み。

NO	質問	回答
1	なぜ計画を策定することになったのか？（計画の必要性）	本計画は、森林域からのネコの排除、飼いネコの適正飼養、沖縄島北部以外からのネコの流入防止等により、希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的として、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関等が連携して迅速にネコの対策を進めることを目指すものです。
2	保護・捕獲されたネコはどのような流れで譲渡されますか？	保護・捕獲されたネコについては、県、環境省、沖縄島北部3村役場のホームページ等により地元住民以外の方々へ情報発信及び協力を求め、10日間の周知を行います。飼い主が判明すれば返還、飼い主不明ネコの場合は譲渡されます。周知期間中に譲渡先が見つからない場合は沖縄県動物愛護管理センターや活動にご協力いただける方々等とも連携し、譲渡に取り組むこととしております。
3	なぜ、森林域のネコを捕獲する必要があるのですか。（捕獲しないとどのような影響があるのか）	多くの在来種がネコにより捕食され、生態系に深刻な影響を及ぼしている可能性があるためです。ネコは本来、沖縄島北部の森林域に生息しない肉食性哺乳類であり、ヤンバルクイナ等の固有種をはじめとする在来の野生動物の脅威となっています。そのため、沖縄島北部の森林生態系に与えるネコの影響を取り除く目的で捕獲を実施しています。
4	TNRはネコの個体数を減らすのに有効なので実施すべき。	沖縄島北部は集落と森林域の距離が近く、屋外にいるネコが集落と森林域を行き来していることが確認されており、TNRを行っても希少種などを捕食し、生態系に影響を与える可能性があるため、捕獲・保護した飼い主不明ネコについてはTNRを実施せず、積極的に譲渡していくこととしております。
5	世界自然遺産のために、希少種の保護や森林域のネコの捕獲を行っているのですか。	本計画は、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上及びネコの安全の確保・健康の維持に寄与するため、関係機関が連携して迅速にネコの対策を進めることを目指すものです。なお、世界自然遺産を構成する価値を将来にわたって維持するためには、外来種対策や固有種・希少種の保全対策が不可欠であり、本計画を進めることで、それらへの貢献にもつながると考えております。
6	ヤンバルクイナの生息数は把握しているのですか。また現在の生息数は調査しているのですか。	環境省では、毎年沖縄島北部地域の約250地点でプレイバック調査を実施し、ヤンバルクイナの推定個体数を算出しています。近年では約1,500羽が生息していると推定されています。
7	ヤンバルクイナの生息数が増えていても、森林域のネコの捕獲などの事業を続ける必要がありますか。	元来、沖縄島には肉食性哺乳類は分布しておらず、そのような環境で進化してきた沖縄島北部の在来種は、狩猟能力の高い外来の肉食性哺乳類に対し極めて脆弱な生き物です。さらにネコは繁殖能力が非常に高く、継続して森林域からの排除等対策を進め、希少種を含む在来種の保全に努める必要があります。

NO	質問	回答
8	<p>ヤンバルクイナの死亡の原因の多くは交通事故であり、ネコによって捕食される影響は少ないのではないですか。交通事故の対策は行っているのですか。</p>	<p>ヤンバルクイナの死因調査を発見された死体から行う場合、死体が見つかるのは人の目に触れやすい道路上であることが多いため、特定される死因としては「交通事故」が多く集計される傾向にあります。一方で、外来生物の捕食のような森林内で発生する死体は、分解されたり動物に持ち去られたりして、死体が発見されることは極めて稀です。したがって、発見された死体の死因分析だけでは、複数の要因を公平に比較することはできません。また、森林内で個体が回収された場合でも死因が特定できるものはわずかです。体の一部だけしか見つからず「死因不明」となった場合でも、ネコ等の肉食性哺乳類による捕食の可能性が疑われるものが含まれています。</p> <p>従って、死因がネコによるものとして特定された個体は実態のごく一部であり、実際の捕殺数や割合はデータよりも高いと推察されます。実際に、ネコにより捕食された固有種・希少種の死骸も多く見つかっています。また、ネコの糞からヤンバルクイナ、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、ノグチゲラ、ヘビ・トカゲ類、昆虫類が検出されているため、ネコが在来種の存続を脅かしていることは事実です。</p> <p>一方で、影響の大小を問わず、在来種の生息を脅かすあらゆる要因について検討を行い、低減化のための取り組みを実施することが重要です。沖縄島北部では、ヤンバルクイナやケナガネズミ等の交通事故（ロードキル）も大きな問題となっています。このため関係機関においては、国道や県道でのクイナフェンスやアンダーパスの設置、対策重点区間における注意喚起表示板等の設置、ロードキル防止に係る情報発信などの対策に取り組んでいるところです。</p>
9	<p>やんばる地域に生息・生育する野生動植物を保護するためにどのような取組が行われていますか。</p>	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）における国内希少野生動植物種に指定されているヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネについては同法に基づき保護増殖事業計画が策定され、生息状況調査や保護対策を実施しています。この他、やんばる国立公園の適正な管理による生息地の保護、傷病個体の救護活動、密猟防止パトロール、野生動物の交通事故（ロードキル）防止活動、外来種対策など、多岐に渡る保護対策や普及啓発に取り組んでいます。</p>
10	<p>やんばるでネコを飼うために必ずしなければならないことは何ですか。</p>	<p>計画に基づき必ず次のことを行い、適正飼養に努めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①完全室内飼養に努めること ②各村に飼養登録申請を行うこと ③マイクロチップを埋め込み、村に届け出ること ④首輪等を用いて飼い主の明示をすること ⑤終生飼養するように努めること ⑥繁殖制限（不妊去勢手術）に努めること <p>なお、3村ではネコ条例を策定しているため、詳細については各村へお問い合わせください。</p>
11	<p>ネコを飼いたいのですが、沖縄島北部ではネコの譲渡事業を行っているのですか。</p>	<p>保護・捕獲したネコのうち、飼い主からの申し出がない個体については、譲渡に努めています。県、環境省、沖縄島北部3村のホームページ等にて、収容中のネコの情報を掲載しますので、ご覧ください。</p>
12	<p>譲渡申請方法を教えてください。</p>	<p>県、環境省、沖縄島北部3村の各事業主体で保護・捕獲されたネコの譲受けをご希望の方は、計画運用開始後に各事業主体のホームページに掲載される譲渡要領及び譲受けの申請書の確認をしていただき、手続を行ってください。</p>